

三重県営鈴鹿スポーツガーデン・三重県営総合競技場

ネーミングライツ・パートナー募集要項

1 募集の目的

県有施設の有効活用により新たな財源の確保を図り、県民サービスの維持・向上及び県内におけるスポーツの振興と発展に繋げていくため、ネーミングライツ・パートナーを以下のとおり募集します。

2 募集概要

(1) 募集する施設 1

三重県営鈴鹿スポーツガーデン（以下、「スポーツガーデン」という。）

三重県営総合競技場（以下、「総合競技場」という。）

なお、上記の両施設に応募いただくことも可とします。

ただし、選定に際しては、施設ごとに応募者間の順位付けを行い候補者を選定するため、応募金額、応募契約期間によっては、いずれか一方の施設のみ、又は両施設とも候補者とならない場合があることをお含みおきください。

1 各施設の所在地及び概要は別添のとおりです。

(2) 契約条件

契約下限額（スポーツガーデン）：500万円（年額） 1

契約下限額（総合競技場）：500万円（年額） 1

契約期間：3年から10年 2

1 契約下限額には消費税及び地方消費税相当額を含みます。

2 契約の更新を希望する場合は、優先交渉権があります。

(3) 命名条件

愛称は施設がスポーツ施設であることがわかるものとしてください。

なお、三重県広告掲載要綱第3条第1項各号のいずれかに該当するものは、愛称として使用できません。

利用者の混乱を避けるため、契約期間内の愛称の変更はできないものとします。

県が作成するパンフレット等の印刷物やホームページ等において、一定期間、愛称とともに、条例上の名称を併記させていただくことがあります。

愛称については、商標権等の侵害とならないよう、事前に御確認ください。

(4) 名称変更に伴う費用の負担

区 分	県	ネーミングライツ・パートナー
敷地内外の名称表示の変更（施設名称表示や道路標識） 1		○ } 2
契約期間終了後の原状回復		○ }
契約締結後に作成するパンフレット等の印刷物やHPの表示変更	○	

1 敷地外、道路標識等の表示変更は、県や関係機関と協議の上、変更可能な表示について行います。また、その施工範囲、実施時期及び内容等についても、県や関係機関と協議の上、決定するものとします。

（注：三重県屋外広告物条例の定めるところにより、施設屋外における表示は、施設名称のみに限られ、マーク、ロゴタイプ等の表示はできません。現在設置されている名称表示の変更を原則とし、新規名称表示の設置については、設置の可否を含めて協議します。）

2 命名権料の他に別途御負担いただきます。

(5) ネーミングライツ以外の特典

ネーミングライツ・パートナーには、スポーツガーデン及び総合競技場に係るネーミングライツ以外に下記の特典を付与します。

(内容の詳細は、別途協議のうえ決定するものとします。)

スポーツガーデン内のサッカー・ラグビー場、庭球場、水泳場、体育館についての命名権

総合競技場内の陸上競技場、体育館、トレーニングセンターについての命名権

また、ネーミングライツ・パートナーは、上記以外に希望する特典について、県に提案できるものとします。

(6) 応募資格

法人を対象としますが、次のいずれかに該当する者は除きます。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に基づく風俗営業及び風俗営業に類似した業種に関するもの

消費者金融に係るもの

たばこに係るもの

ギャンブルに係るもの(宝くじに係るものを除く)

法律に定めのない医療類似行為を行うもの

県から落札資格停止等の措置を受けているもの又は不利益処分を受けている者

消費税及び地方消費税又は県税を滞納している者

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団及び暴力団員が役員となっている者

暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

その他、県のネーミングライツ・パートナーとしてふさわしくないと県が認めるもの

3 応募方法

(1) 提出書類

申込みにあたっては、以下の書類を県に提出してください。なお、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

ネーミングライツ取得申込書(様式1)

ネーミングライツ取得申込に係る誓約書(様式2)

暴力団との関係についての申立書(様式3)

会社概要(企業紹介のパンフレット、ホームページのプリントアウトなどで可)

申込みの日に属する事業年度の直近3事業年度における貸借対照表、収支決算書、その他法人の財務状況を明らかにする書類及び事業報告書その他法人の業務の内容を明らかにする書類

登記事項証明書(商業登記簿謄本)

納税証明書等(申込書提出日において、発行の日から3か月以内のものに限る)

イ 県税の納税確認書

ロ 消費税及び地方消費税の納税証明書その3

定款、寄付行為もしくは規約

(2) 申込期間

平成26年5月27日から平成26年6月26日まで

郵送の場合は、消印日をもって受け付けたものとします。

持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとします。

(3) 申込先

「8 問い合わせ先」へ郵送または持参により提出してください。

(4) 質問の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- ・ 受付期間 平成 26 年 5 月 28 日から平成 26 年 6 月 11 日まで随時受け付けます。
- ・ 受付方法 質問票（様式 4）に記入のうえ、ファクシミリ又は電子メールより、「8 問い合わせ先」まで提出してください。
（質問の提出から 2 日経過（土日祝日を除く）しても県担当者から、受け付けた旨の連絡が無い場合は、県担当者あて電話にて質問の着信を御確認ください。）
- ・ 回答方法 県担当者から、平成 26 年 6 月 18 日までに、ファクシミリ、又は電子メールにより回答します。
（法人名等を除き、質問の概要を県のホームページにおいて公表する場合があります。）

(5) その他

申込みに要する経費等はすべて応募者の負担とします。

提出された書類はお返ししません。

提出された書類は、必要に応じ複写します。

（使用は県庁内及び事前審査会、選定委員会での検討に限ります。）

情報公開請求があった場合には、三重県情報公開条例に基づき、提出された書類を公開することがあります。

4 選定方法

(1) ネーミングライツ・パートナー候補者の選定

事前審査会及び選定委員会を設置して、ネーミングライツ・パートナー候補者を選定します。

事前審査

外部有識者等による事前審査を実施し、専門的な視点から、応募資格、経営状況、愛称案、応募金額、応募契約期間の適否を判定します。

審査区分	審査項目
応募資格	本募集要項 2 (6) に定める応募資格を満たしているか
経営状況	ネーミングライツ料が未納となる恐れはないか
愛称案	愛称案は、本募集要項 2 (3) に定める条件を満たしているか
	愛称案は、親しみやすさ、呼びやすさを有し、施設のイメージにあっているか
	愛称案の掲出表示内容は、屋外広告物として法令上問題がないか
応募金額	契約下限額を下回っていないか
応募契約期間	3年から10年の範囲内となっているか

最終審査

選定委員会において、事前審査の判定を参考に適否の最終判断を行うとともに、応募が複数あった場合には、応募金額や契約期間により、応募者間の順位付けを行ったうえで、ネーミングライツ・パートナー候補者を選定します。

順位付けにあたっての考え方は、下記表のとおりとします。

なお、応募が競合した場合、個別の応募であると、まとめたの応募であるに関わらず、順位付けは施設ごとに行い、それぞれの施設について最高点の応募者が候補者となります。

応募者間の順位付け	財政的な観点と施設の愛称として定着させる観点を踏まえ、以下の算式により応募者の得点を算定し、得点の高い順に順位付けを行う。																									
	得点 = $100 \times (\text{応募金額} / \text{当該施設の契約下限額}) \times \text{応募契約期間に応じた係数}$																									
	少数第3位を四捨五入し、少数第2位止めとする。																									
	<table border="1"><thead><tr><th>応募契約期間</th><th>3年間</th><th>4年間</th><th>5年間</th><th>6年間</th><th>7年間</th><th>8年間</th><th>9年間</th><th>10年間</th></tr></thead><tbody><tr><td>係数</td><td>1.00</td><td>1.05</td><td>1.10</td><td>1.10</td><td>1.10</td><td>1.15</td><td>1.15</td><td>1.15</td></tr></tbody></table>									応募契約期間	3年間	4年間	5年間	6年間	7年間	8年間	9年間	10年間	係数	1.00	1.05	1.10	1.10	1.10	1.15	1.15
応募契約期間	3年間	4年間	5年間	6年間	7年間	8年間	9年間	10年間																		
係数	1.00	1.05	1.10	1.10	1.10	1.15	1.15	1.15																		

得点が同点となった場合は、応募契約期間の長い提案を上位とする。応募契約期間も同じ場合は、抽選により選定する。

(2) 選定結果

選定結果については、全ての応募者に文書で通知します。

(3) ネーミングライツ・パートナーの決定と基本合意書の締結

県は、選定委員会において選定した候補者と愛称の導入時期や希望する特典等について協議を行い、合意に至り次第、ネーミングライツ・パートナーと決定し、基本合意書を締結します。

また、基本合意書の締結にあたっては、ネーミングライツ・パートナーの名称、施設の愛称、契約金額及び期間等を公表します。

なお、合意の可能性がないと県が判断した場合は、当該候補者との協議を打ち切り、次順位の候補者と契約内容について協議を行うものとします。

5 契約締結

基本合意書締結後、愛称の導入時期までに、愛称の使用等に係る詳細について別途契約を締結するものとします。

6 ネーミングライツ料の支払い

- ・ ネーミングライツ料は、各契約年度の4月末日までに当該年度分をお支払いいただくものとします。

(ただし、初年度は別途定める期日までとします。また、年度分は一括払いとし、分割して支払うことはできません。)

7 留意事項

- ・ 県では、スポーツガーデンの水泳場及び体育館において、施設内広告掲出事業に取り組んでいます。今後、水泳場及び体育館において、企業等の広告看板が掲出される可能性がありますので御留意ください。
なお、平成 26 年 5 月 1 日現在、学校法人古川学園様、専門学校ユマニテク医療福祉大学校様、株式会社えいすう総研様の 3 者の広告看板が掲出されています。
- ・ 総合競技場内の陸上競技場については、平成 29 年度中の完成をめざして大規模改修を行う計画があります。期間中は陸上競技場の利用が制限されることが予想されますので御留意ください。
- ・ ネーミングライツ・パートナーの決定後に、ネーミングライツ・パートナーが「2 (6) 応募資格」に掲げる要件を欠くこととなったとき、又は社会的信用を著しく損なうなどネーミングライツ・パートナーとしてふさわしくないと認められるときは、ネーミングライツ・パートナーの決定の取消し又は契約の解除をすることができるものとします。

8 問い合わせ先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県地域連携部スポーツ推進局国体準備課施設管理班（三重県庁2階）
電話 059-224-2985 ファクシミリ 059-224-3022
電子メール kokutai@pref.mie.lg.jp